

丹波地域 地域環境形成基本方針

－ 丹波地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針 －

兵 庫 県
平成15年10月1日

丹波地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針（序）

丹波地域は、阪神大都市圏に近接した位置にありながら、山や川、野や里の緑豊かな森や田園の景観が残され、これら豊かな自然が歴史や文化と一体となった緑豊かな地域環境を今日まで維持してきている。そして、この緑豊かな地域環境や伝統文化など地域の特性を生かしながら、人と自然と文化が調和した地域づくりをめざそうとする「丹波の森構想」が提案され、現在、地域の人々と行政とが一体となってこの構想に基づいた、丹波の森づくりと称する地域づくりが行われている。

しかし、社会の大きな変化の中で、緑豊かな地域環境を維持し、地域社会の基盤となっていた農林業の位置づけも変わり、若年層の流出等に対応して健全な、活力ある地域社会を創り出していくことが大きな課題ともなっている。また、一方で、近年の高速交通網の整備やJRの複線化などによる交通条件の向上は、地域の置かれている基礎的な条件に大きな変革をもたらし、今後、開発インパクトの高まりとともに、緑豊かな地域環境が失われていくことも予想される。

このような状況のなかで丹波の森づくりを進めていくためには、適正な土地利用のあり方を示し、森林を中心とする緑豊かな地域環境を保全しつつ開発を適切に誘致し、誘導することで、地域の振興や活性化を図っていくことが重要である。

以上のような基本認識のもと、丹波の森構想の3つの理念、「自然と共に生きる地域社会」、「潤いと安らぎのある地域社会」、「活力あるひらかれた地域社会」に基づき、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による、丹波地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 丹波地域の特性

丹波地域は、県の中東部に位置し、氷上郡6町及び篠山市からなる、県土全体の面積の約1割を占める地域であり、神戸からは30～70km圏、大阪からは40～80km圏に位置している。

広域的な交通網としては、地域の中央部を舞鶴若狭自動車道が南北に縦貫しており、地域内の2つのインターチェンジにより国土軸に直結している。また、JR福知山線により阪神地域につながっている。

地形は、西部の播但山地、東部の丹波山地、氷上低地及び篠山盆地の4つの部分に分けることができる。地域内には、瀬戸内海に注ぐ加古川水系及び武庫川水系と日本海に注ぐ由良川水系の河川が流れている。これら3つの河川の源流があり、氷上町石生は、太平洋側と日本海側とに分かつ中央分水界の中で最も低い分水界となっている。

現況植生をみると、市街地・集落地や農地の部分を除く区域では、一般に二次林と呼ばれる代償植生であるアカマツ・モチツツジ群集が主体となっており、これに同じく二次林であるコナラ群落と造林地であるスギ・ヒノキ植林が比較的大きな面積を占めて分布している。植生自然度から概観すると、人為のほとんど加わらない植生はほとんど分布していないが、人工の影響が比較的小さな植生の区域が多く、全体としては自然度の比較的高い地域であるといえる。

丹波地域全体の人口は、昭和25年をピークに減少を続けていたが、昭和55年以降はほぼ横ばいの状況が続いている。年齢別構成をみると、65歳以上の高齢者人口の占める割合は、全県を大きく上回っており、また、全県と比較してそれを大きく上回る速度で高齢化が進展している。

丹波地域においては、水稻が中心ではあるが、大都市に近いという立地条件を生かして、麦、大豆、小豆、野菜、花卉、畜産等多岐にわたる農業が展開されており、篠山市を中心に山の芋、黒大豆、小豆、栗、茶などの特産品の生産も盛んである。

製造業については、一事業所あたりの従業者数、製造品出荷額等は、全県の数値を大きく下回っている。また、商業については、一店舗あたりの従業者数、商品販売額は全県の平均を大きく下回っており、商業充足率は県下の地域の中でも最も低く、商業活動は活発とはいえない状況にある。観光の状況を概観すると、まつり、ゴルフ・テニス、公園など比較的活動的な目的で、夏、秋に、自家用車での日帰りを中心とした身近な観光・レクリエーションの場となっている。

丹波地域は、緑豊かな山々に囲まれ、森林の恵みを受けながら、農林業を基盤に発展してきた。また、街道が交差する文化の十字路として独特の文化を創造し、育んできた地域でもある。長期間にわたる自然と人々の営みとの関わりの中で作りだされてきた良好な地域環境を有しているが、次のようなことから今後それらが損なわれるおそれが生じてきている。

(1) 丹波の地域環境が損なわれるおそれ

ア 農林業を通じて地域環境を育てていく力の衰え

丹波の地域環境のよさの重要な要素である森や田園の環境は、長期間にわたる自然と人々の営みと関わりの中で作りだされてきたものであり、人々のケア（手入れ）に大きく依存している。これらは、里山の利用と管理を含めて、農林業という生産活動や生活を通じて守り、育てられてきた。

しかしながら、今日、農林業を取り巻く厳しい経済環境、若年層の減少等に伴う担い手の不足等により生産活動としての農林業は多くの課題を抱えており、さらには地域コミュニティの活力の低下などに伴い、森や田園の環境を適正に維持・管理していくことが困難

になりつつある。

イ 自然や景観に配慮しない開発のおそれ

近年の高速道路網の整備、JR福知山線の複線化など、交通条件の飛躍的向上により住宅、工場・流通施設、レクリエーション施設等の開発が活発化することが想定される。

すでに、市街地や集落地の周辺でのミニ開発や、主要道路沿道における施設立地などにより、土地利用上あるいは景観上、支障となる場合が生じている。

これらの開発を市場経済にのみ委ねておけば、自然や景観に配慮することなく開発が無秩序に行われ、丹波の地域環境のよさが損なわれるおそれが生じて来ている。

(2) 地域の活力が低下するおそれ

減少を続けてきた丹波地域の人口は、近年、全体としては減少に歯止めがかかり横ばいの状況にあるが、いまだ減少傾向が続いている町もある。しかも、若年層の大都市部等への流出が大きく、急速な高齢化が進展している。このような状況が続くことは、地域社会を支えてきたコミュニティの維持を困難にし、活気や活力に乏しい地域となるおそれがある。

若年層を中心とした人工減少の背景には、農林業の産業としての位置づけの相対的な低下、経済社会のソフト化・サービス化等の進展による就業構造の変化、ライフスタイルの変化に対応した都市的な機能や魅力の不足、生活環境の整備の立ち遅れ等の要因が複雑に絡み合っているものと考えられる。

すでに様々な取り組みがなされているが、十分な成果が上がっているとはいえない状況にあり、地域社会の活性化に向けて土地利用の面からの対応も求められている。

(3) 地域環境の新たな評価の必要性

近年、生活水準の向上、自由時間の増加等に伴い、人々の価値観の多様化がみられ、快適な環境、精神的な豊かさ、健康的な活動の場を提供するものとして、歴史や文化と一体となった森と田園の環境がもつ価値が見直されつつある。

このような変化を受けて、地域がもつ豊かな自然や独自の文化をどこにでもある「普通のもの」としてではなく、地域資源としての重要な価値を有するものとして新たな評価を与えていく必要がある。

丹波地域においても、これらの地域資源を生かした地域づくりをしていこうとする試みが始められつつあるが、今後、より積極的な展開を図っていくことが求められる。

地域環境がもつ価値を認識し、それを十分に生かしていくことは、都市住民の自然志向のニーズにも応え、人と人、人と自然との交流の場という広域的な役割を果たしていくことにもつながるものである。

2 丹波地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

以上のような、丹波地域が置かれている状況を踏まえて提起され、兵庫県において地域整備の総合的理念と位置づけられている「丹波の森構想」では、地域づくりの3つの理念、「自然とともに生きる地域社会」、「潤いと安らぎのある地域社会」、「活力ある地域社会」が提示されている。

ここから、次のような地域づくりの目標を見いだすことができる。

「丹波地域は、森と田園を基調とする地域環境を中心にして(※1)、豊かな暮らしを求める人々の活動が、同時に地域環境を維持・創造しうるような生き方(地域社会のあり方)をつくりだし(※2)、地域社会の活性化(※3)を図っていく。」

※1 自然がもつ今日的意義を踏まえ、森と田園を基調とする地域環境の価値を確認し、全ての基本に捉える。

- ※2 人々の生活や活動が、地域環境の維持・創出と相対立するものではなく、地域環境が人々の生活や活動を通じて維持創出されることから、地域のアイデンティティを大切にし、森と田園を基調とする地域環境の中にある生活を大事にする。
- ※3 地域の人々が、誇りを持って、精神的にも経済的にも豊かな暮らしが可能となる。

すなわち、地域社会の活性化と森と田園を基調とする地域環境の維持・創出とが同時に満たされ、しかも、これら両者が相対立するものではなく、両者が相補いながら一体のものとして機能するようなくみをもった地域づくりを目指すものである。

(1) 地域整備の基本方向

また、丹波の森構想においては、「森づくり（地域づくり）のために」として、「自然や文化を大切にしたい美しいまちづくり」、「ふるさとを支える心豊かなコミュニティづくり」、「森との語らいの場づくり」が象徴的に明示されており、次のとおり地域環境の維持・創出、生活基盤の整備、産業基盤の整備、交流基盤の整備を総合的に進めていく必要がある。

ア 自然や文化を大切にしたい美しいまちづくり

森や田園を基調とし、それらと人々の営みが調和した地域イメージを守り育てる。

地域整備の観点からは、人々の営みとの関わりのなかでつくられてきた森と田園を基調とする地域環境の維持・創出を図ることが重要である。

イ ふるさとを支える心豊かなコミュニティづくり

人々の生活や意識を確立し、地域イメージを支え展開する活力あるコミュニティをつくる。

地域社会の活性化の基本は健全な地域コミュニティの形成であり、地域整備の観点からは、都市的機能や居住環境という生活基盤の整備と多様で魅力的な就業機会の確保という産業基盤の整備とを進めることが重要である。

ウ 森との語らいの場づくり

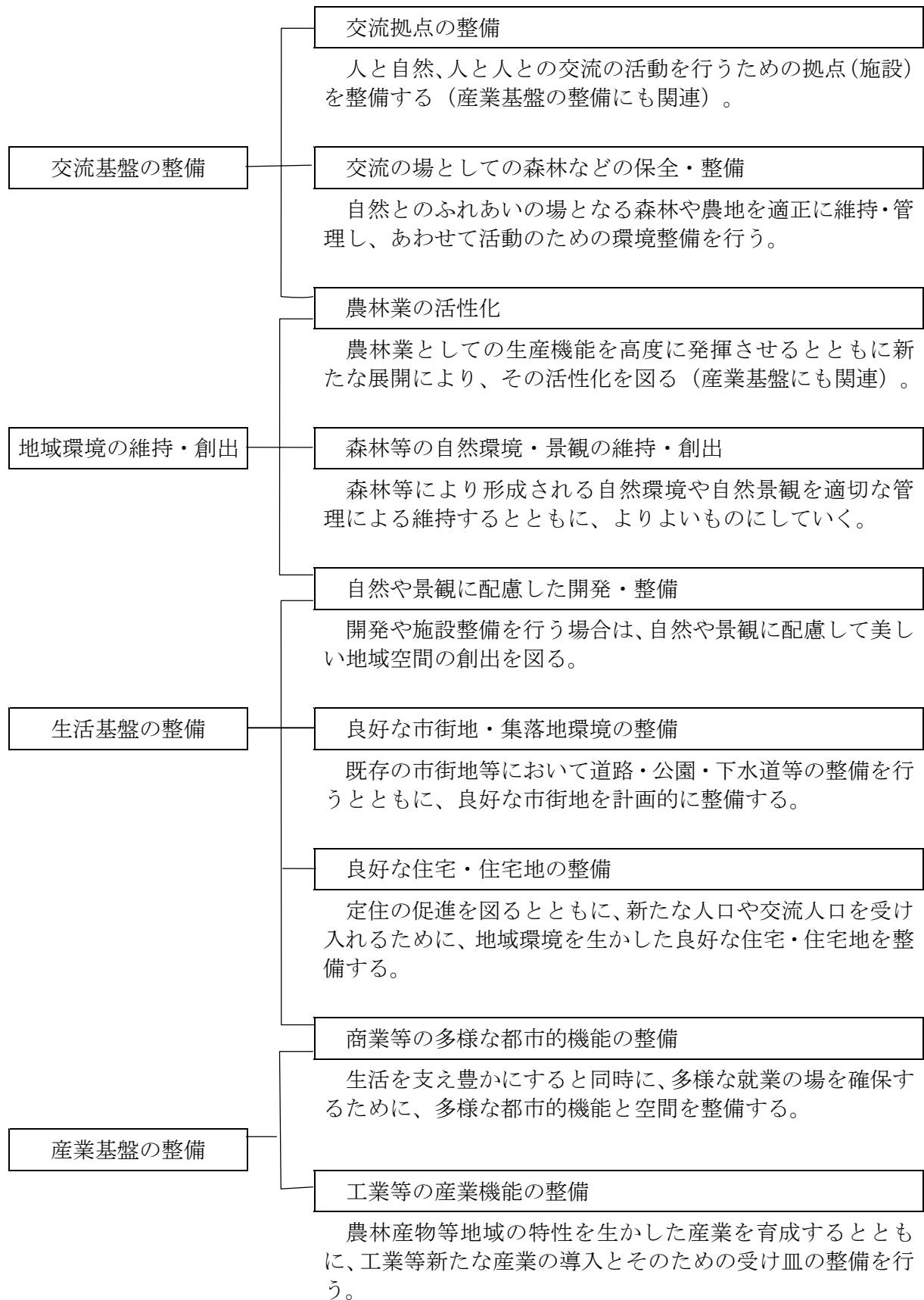
地域イメージを支え展開するために、森や田園に交流の場という新しい空間の役割を与える。

森や田園が持つ新しい価値を認識し、それらを人と自然、人と人との交流の場として生かしていくため、地域整備の観点からは、交流を支える空間（環境）や機能の整備という交流基盤の整備を進めることが重要である。

丹波地域の地域づくりは、森と田園を基調とする地域環境と、生活・産業・交流の3つの基盤とが相互に密接に関連しあい、相乗効果を発揮することにより、実現されるものとなる。

その枠組みは、地域環境の維持・創出がすべてに関わるものとして中心となり、3つの基盤の整備とあわせて4つの要素が相互に強く関連し、影響しあったものとして示される。この枠組みに沿って地域整備の基本方向を土地利用及び土地利用を通じて形成される地域環境の観点から整理すると、次表のようにまとめられる。

地域整備の基本方向（土地利用及び土地利用を通じて形成される地域環境の観点から整理）



(2) 地域環境形成の基本方向

丹波地域において地域づくりを進めていくためには、現在の地域環境を現状凍結的に保全するのではなく、良好な地域環境づくりを行いつつ、同時に、都市的な開発整備等により、人々の生活や活動を支える基盤（生活・産業・交流）づくりを行っていくことが必要である。

そのためには、地域における諸活動を地域環境との関わりの中で秩序づけて、それぞれの場所に応じて的確に誘導していくことが重要である。

丹波地域の地域環境形成にあたっては、現在の丹波らしい地域環境を前提として、それを守り育てながら、その中に溶け込ませて、いかに人々の生き生きとした活動の場をつくりだしていけるかが重要となる。その望ましい将来のイメージは、次のようにまとめられる。

小さな山々がいくつも連なり、田畑やまちを森林の緑で包み込んでいる。山々の森林は適切な手入れがなされ、人々の日々の生活の中でどこからでも望むことができる風景の骨格となっている。

森林の緑と、田畑の緑とが基調になって、美しい田園風景が保全されている。新しくできる施設は、山においては森林の緑の中に埋もれ、さとにおいては樹木の緑のなかに見え隠れするなど周辺の景観に溶け込んでいる。また、まちにおいては、緑が効果的に配され調和ある町並みを形成している。

今後以下の点を基本方向として、このようなイメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

- ア 森と田園を基調とする地域環境形成に果たしている役割にも配慮して農林業が適正に行われること。
- イ 自然とのふれあいの場という新たな役割に対応して里山等が適正に整備・管理・活用されること。
- ウ 道路や河川等の公共施設が自然に配慮して地域の新しい魅力ある環境を創出するように整備されること。
- エ 都市的な開発及び施設整備が地域環境と調和し、さらには新しい魅力ある環境を創造しようように行われること。

特にエについては、地域づくりの観点からも適切な開発や、地域整備の誘導とあわせて、地域環境の創造に配慮することが重要である。

そのため、主として地域環境形成の観点から土地利用を捉えて誘導していくための、適切な地域区分の方法と、その区分されたそれぞれの区域にふさわしい地域環境と都市的な開発等を行う場合のあり方の指針を、次章以降に示すものとする。

第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 地域の区分

主として地域環境形成の観点から土地利用を捉えて誘導していくために、土地利用の現状との関わりを基本として、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。

(1) 第1項第1号の区域（森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域）

風景形成等の観点から特に重要な土地の区域として森林等としての土地利用を通じて形成される環境の保全を図る区域（以下「森を守る区域」という。）

(2) 第1項第2号の区域（森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域）

まとまりのある森林の区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、森林としての地域環境の形成を図る区域（以下「森を生かす区域」という。）

(3) 第1項第3号の区域（農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域）

現況の農地を主体とする集落等を含む一体の区域であり、今後とも農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、集落等が一体となった田園としての地域環境の形成を図る区域（以下「さとの区域」という。）

(4) 第1項第4号の区域（市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域）

都市的な施設の集積を図り、人々の都市的な活動の中心的な場として、都市的機能の向上と良好な市街地環境の形成を図る区域（以下「まちの区域」という。）

(5) 第2項の区域（第1項各号とは別に定める区域）

かつての城下町、宿場町等としての歴史的な地域環境が形成されており、今後とも歴史的な趣のある市街地環境の形成を図る区域（以下「歴史的な町の区域」という）

2 各区域の設定の方針

(1) 森を守る区域

地域の風景形成に重要な役割を果たしている以下の森林等の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定するものとする。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりのある森林の区域。概ね一定の高さ以上の区域について定める。

イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域。

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などの

うち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

(2) 森を生かす区域

山裾に位置するまとまりのある現況森林（国有林及び地域森林計画対象民有林の区域で一定の規模以上のもの）の区域。土地の傾斜が比較的緩やかな区域に設定する。一体のゾーンとして、河川・ため池などの水面、小規模な農地、林業用施設等を含めて定めるものとする。

(3) さとの区域

農業的土地利用を主体とし、それと一体となった集落を含む区域に設定する。一体のゾーンとして、河川・ため池などの水面を含めて定めるものとする。

結果として概ね農業振興地域の区域に相当するが、集落等の区域で、周辺の農地と一体となって地域環境を形成することが適切な区域については、農業振興地域以外であっても当該区域として定めるものとする。

(4) まちの区域

各町の中心となっている既成の市街地（歴史的な町の区域として指定する区域を除く）、その他の住宅団地及び工業団地等の区域に設定する。

また、今後計画的に市街地の形成を図る区域（都市計画の用途地域の指定のある区域を含む）を設定する。このとき、現況の土地利用状況や近年の開発動向、その区域の立地条件等を踏まえ、また道路等の基盤施設整備の実施可能性を勘案して、良好な市街地形成が見込まれる区域について設定していくこととする。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域としては設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として含まないものとする。

(5) 歴史的な町の区域

既成市街地のうち、歴史的な町割り、町並み、建築物等が位置している一定のまとまりのある区域で、今後その歴史的、文化的資源を活用したまちづくりを進める区域に設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進ならびに優れた景観の形成に関する基本的事項

1 丹波地域の土地利用及び環境形成の方向

各区域における望ましい地域環境形成の方向を次に示す。

(1) 森を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に行われることが特に重要であり、林業生産の振興を図っていくとともに、優れた自然の風景地や優れた自然環境を有する土地の区域においては、これらに対する一定の配慮をした林業施業を行う。

自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、できるだけ主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないような配慮を行うものとする。

(2) 森を生かす区域

森林が持つ経済的機能及び公益的機能を発揮させるため、また、レクリエーション利用にも配慮して、森林の適切な保全・整備を図る。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、それらの活動を支える整備と管理を進め、十分に利用されていない集落近郊の里山では、保健・休養機能が発揮しうるよう整備を進める。

(3) さとの区域

農地がもつ多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図るとともに、管理が不十分な農地については、公益的機能に着目して適正な管理を行うことが必要である。また、大規模な農業用施設については、周辺の田園景観との調和が保たれるよう配慮が必要である。

生活道路、生活施設等の整備を進めるとともに、適切な箇所において、既存集落と一体となった住宅を整備する。集落と一体となった樹木等の保全、住宅等の建築物の景観形成を図り、美しい集落を形成する。

主要幹線沿道の適切な箇所において計画的に施設設備を行うなど、良好な沿道環境の形成を図る。

適切な箇所において、ふれあい・観光農業（体験農業、観光農業、市民農園等）を進める。

また、それぞれの田園空間を特徴づけている平地林、河畔林、鎮守等の樹林地や集落と一体となった樹木等を保全する。

(4) まちの区域

公共公益施設を充実させるとともに、商業業務施設等のサービス施設の整備を進める。あわせて、良好な住宅及び住宅地の整備を進める。

道路、河川、公園、下水道等の公共施設の整備を計画的に進めるとともに、建築景観の誘導により、良好な町並みを形成する。

新たな施設設備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態・意匠・色彩等に配慮する。

また、区域内に位置する既存の樹林、樹木等を保全してまちづくりに活用する。

(5) 歴史的な町の区域

歴史的な町割りや町並みの保全を図ることが特に重要であり、歴史的町並みに調和する施設の立地を誘導していく。

道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては歴史的な町割りや町並みに配慮した構造及び意匠とするとともに、建築景観の誘導により、全体として歴史的情緒のある市街地の形成

を図る。

また、区域内に位置する既存の樹林、樹木、歴史的・文化的な資源を保全してまちづくりに活用する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的考え方

森と田園を基調とする地域環境の維持・創出の観点から、都市的な開発及び施設整備の望ましいあり方は、「自然に配慮した開発」と「景観に配慮した開発」との2つを柱とし、両者は相互に関連しあって、次の5つの基本方針を示す。

- ア 自然地形を生かす。
自然地形になじんだ無理のない開発とする。
- イ 森林等を残し育てる。
環境形成の最も基本的要素として森林等を残し育てる。
- ウ 緑を効果的に配置する。
緑により周辺の景観となじませるとともに、緑のある環境をつくる。
- エ 建物を周辺の景観と調和させる。
建物は周辺の自然景観や町並みと調和させる。
- オ 眺望を守る。
市街地等から周辺の山々の眺望を阻害しない。

(2) 取り組みの方向

- ア 自然地形を生かす。
 - ・自然地形を生かし、大規模な土地の改変を避ける。
(地形や田園景観を考慮した開発地の選定、スカイライン、最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等の整備)
- イ 森林、緑地等を残し育てる。
 - ・相当量の現況森林等を保全する。
(一定割合以上の現況森林の保全、最小限の伐採)
 - ・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する。
(山頂等の現況森林の保全、貴重な植生等の保全、周辺部の現況森林の保全)
 - ・地域の自然的条件に適応した植栽を行う。
(潜在自然植生への配慮)
 - ・開発は小規模なまとまりごとに森林の中に点在させる。
(森林と調和した配置)
 - ・既存緑地を守り育てる。
(鎮守の森等既存の樹林地の保全・整備、貴重な植生の保全、農業的土地利用への配慮)
- ウ 緑を効果的に配置する。
 - ・適切に植栽を行い緑地を設ける。
(森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保、建築物等と調和した植栽、オープンスペースの緑化、主要道路沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、一定規模以上の区画面積)
 - ・擁壁等の土木構造物は緑化・修景する。
(擁壁等の緑化・修景、法面の緑化)
 - ・広い平面には植栽を行う。
(駐車場等の植栽)
 - ・低花木や草花で緑化・修景する。

- エ 建物を周辺の景観と調和させる。
- ・建築物の高さ等は樹高を考慮する。
(周辺の森林・緑地から突出しない高さ)
 - ・建築物等の形態・色彩・材料等は周辺の景観と調和させる。
(周辺の自然景観、既存集落の景観、市街地の景観との調和、歴史的町並み等良好な町並みの保全・創出、一定以下の床面積)
 - ・幹線道路沿道の良好な景観を形成する。
 - ・高密度な都市的利用を抑制する。
(一定以下の建ぺい率)
 - ・良好な市街地環境を形成する。
(計画的な街区の形成)
- オ 眺望を守る。
- ・主要な眺望点からの眺望に配慮する。
(主要な眺望点や道路沿道からの眺望を考慮した開発地の選定、一定以下の建築物の高さ)

(3) 地域環境形成基準の設定

以上の取り組みの方向を踏まえ、具体的に条例第15条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

項 目		内 容	森 生	さ と	ま ち	歴 町
森 緑 林 地	森林の保全	一定以上の森林率	○			
	緑地の確保	一定以上の緑地率		○	○	○
	既存樹林地の保全	鎮守の森等既存の樹林地の保全等	○	○	○	○
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽	○	○	○	○
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置	○	○	○	○
開発形態	地形・植生の保全	山の稜線等での開発制限	○			
	農地の保全	まとまりのある農地内での開発制限		○		
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置			○	
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全	○	○	○	○
	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成	○	○	○	○
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景	○	○	○	○
	法面の緑化	法面（造成斜面）への植栽	○	○	○	○
建 築	建築物の形態	周辺景観と調和する規模、高さ等	○	○	○	○
		眺望点からの眺望を妨げない高さ等	○	○	○	○
	建築物の床面積	大規模な壁面が生じない建物の規模	○	○		○
	建築物の意匠等	周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等	○	○		○

(注) 1. ○：基準を設定

2. 森生：森を生かす区域 さと：さとの区域 まち：まちの区域 歴町：歴史的な町の区域

(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率については、開発区域の規模によってその負担の大きさが異なることから、規模に応じて率や幅を変えるなど、配慮する。

また、保全あるいは創出された森林や緑地については、その量と配置のほか、緑の質が重要となる。このため、具体的な基準とすることは難しいと考えられるが、指導にあたっては個々の立地に応じた緑の質が確保されるよう配慮する。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区（整備計画）を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

（1）認定すべき地区の考え方

地域整備の基本方向を踏まえ、以下のとおり、土地利用転換を図ることを基本とし、都市的な機能を新たに導入・整備するためのものと、各町や住民が主体的に取り組む個性的なまちづくりのためのものについて、その整備計画を認定し、計画整備地区とするものとする。

ア 土地利用転換を図ることを基本とし、都市的な機能を新たに導入・整備するためのもの
これについては、その都市的土地利用の導入・整備の態様の違いにより次の2つのケースに分類し、評価する。

- (ア) 森林がもつ環境を生かしたレクリエーション等の活動のため施設を整備し、森林等の自然と一体となった地域環境の形成を図るためのもの（以下「森との語らいの地区」という。）
- (イ) 現況が森林、農地等の自然的土地利用の区域のうち、地域の活性化を目的として産業基盤、生活基盤、交流基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの（以下「新しいまちの地区」という。）

イ 各町や住民が主体的に取り組む個性的なまちづくりのためのもの（以下「まちづくり地区」という。）

（2）設定すべき区域

各地区ごとに、次のような状況の土地について設定することとする。

ア 森との語らいの地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、町のまちづくり方針との整合性を中心に、計画的開発整備の実現性を生かした施設立地に適した区域及びそれと一体となった森林の区域に設定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については、以下の点などに留意するものとする。

- (ア) 森林に溶け込んだ施設の環境形成が可能な立地であること。
- (イ) 貴重な自然や文化財等の区域を含まないこと
- (ウ) 森林や農地としての土地利用との調整が可能であること
- (エ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと

イ 新しいまちの地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した区域に設定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するものとする。

- (ア) 森林や農地としての土地利用との調整が可能であること
- (イ) 地域イメージ（丹波の森）形成の観点から、自然的土地利用の必要度が特に高い区域でないこと
- (ウ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと
- (エ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること

ウ まちづくり地区

当該地区の特性や住民等の取り組みを勘案し、次のような状況のものなどについて設定する。

- (ア) 既成市街地や集落地において、公共施設の整備、小規模な樹林等の保全、良好な景観形成や緑化の推進などの課題に対応して、主として地域住民が主体的に取り組んでいる地区
- (イ) まとまった開発整備が行われるのではなく、主要幹線の沿道などの個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区
- (ウ) 人々の森林や土とのふれあいを通じた交流のための環境を整備する地区であり、森林における非施設型レクリエーションやふれあい農業のための環境整備を進めるための地区

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 森との語らいの地区

森林の中に溶け込んだ、森林のよさを生かした活動の場を形成するために、相当の配慮のもとにレクリエーション等の活動のための施設整備を行う。この場合、人工的施設としての利用は低密度とするとともに、施設周囲の森林は可能な限り残置し、復元する。また、周辺の森林の保全・整備を行う。

イ 新しいまちの地区

定住条件等を整備し、地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能を導入・整備するとともに、都市的な居住スタイルの住宅及び住宅地を整備する。

道路、公園、下水道等の公共施設の整備を一体的に進め、都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう配慮して開発整備を計画的に行う。

ウ まちづくり地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画（計画整備地区）を認定するにあたっては、先に述べた地域環境形成の方向を踏まえ、区域の地形などの状況や開発の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・擁壁等構造物に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・森林・緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・建築物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・森林・緑地の維持・管理に関する事項

2 丹波の森協会等との連携

財団法人丹波の森協会は、丹波の地域づくりに様々な取り組みを行っており、行政と地域の人々をつなぐ重要な役割を果たしている。丹波地域における地域環境の形成にあたっては、丹波の森協会等丹波の地域づくりに積極的に取り組んでいる団体の役割をより重視し、それら

団体と連携して住民への普及啓発、建築物等の緑化修景など、緑豊かな地域環境形成に関する活動を、より積極的に展開するものとする。

また、それら団体が行う緑豊かな地域環境の形成に関する活動について、技術的な支援等を行うものとする。